

議案第 55 号

議決第 号

地方公共団体情報システムの標準化に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

地方公共団体情報システムの標準化に伴う関係条例の整理に関する条例を制定したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年9月2日 提出  
始良市長 湯元 敏浩

地方公共団体情報システムの標準化に伴う関係条例の整理に関する条例

（始良市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正）

第1条 始良市印鑑登録及び証明に関する条例（平成22年始良市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し及び同条第1項中「再交付」を「引換交付」に改める。

（始良市手数料条例の一部改正）

第2条 始良市手数料条例（平成22年始良市条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「及び再交付」を「及び引換交付」に改める。

（始良市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第3条 始良市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年始良市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及び」を「、」に改め、「利用事務」の次に「並びに市長又は教育委員会が第4項に規定する住登外宛名情報を利用して行う番号法別表の下欄に掲げる事務及び番号法第9条第1項に規定する準法定事務」を加え、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市長又は教育委員会は、番号法別表の下欄に掲げる事務又は番号法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、

管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1に次のように加える。

7 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援給付等に関する法律」という。）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額、その算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による助産施設における助産	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報又

	の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法別表第1に掲げる情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施、保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 市長	公営住宅法（昭和26	中国残留邦人等支援給付等関係情報又

	年法律第193号) による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
9 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
10 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳、知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
11 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規	障害者関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	則で定めるもの	
12 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
13 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付等関係情報」という。）、障害者関係情報、地方税関係情報、介護保険給付等関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
14 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
15 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であ	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付等関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	って規則で定めるもの	
16 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当、昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当等関係情報」という。）又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
17 市長	始良市子ども医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、健康保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）若しくは後期高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の資格に関する情報（以下「医療保険資格等関係情報」という。）、中国残留邦人等支援給付等関係情報、始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報、始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
18 市長	始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険資格等関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等

		関係情報、始良市子ども医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報、始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
19 市長	始良市重度心身障害者医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険資格等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、始良市子ども医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報、始良市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
20 市長	始良市営単独住宅条例による住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
21 市長	始良市定住促進住宅条例による住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
22 市長	始良市地域活性化住宅条例による住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3中2の項を3の項とし、同表1の項の次に次のように加える。

2 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
------	---	-------	----------------------

別表第3に次のように加える。

4 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年11月4日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 市長は、施行日前においても、この条例の施行に関し必要な準備行為を行うことができる。